

新旧対照表

【高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（平成30年2月27日財閥第257号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
高压ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて	高压ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて
<p style="text-align: center;">財閥第257号 平成30年2月27日 改正 財閥第1696号 平成30年12月27日 改正 財閥第861号 令和元年6月27日 改正 財閥第1120号 令和2年12月28日 <u>改正 財閥第657号</u> <u>令和7年6月30日</u></p>	<p style="text-align: center;">財閥第257号 平成30年2月27日 改正 財閥第1696号 平成30年12月27日 改正 財閥第861号 令和元年6月27日 改正 財閥第1120号 令和2年12月28日</p>
<p>標記のことについて、別添のとおり、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官から依頼があったことから、平成30年2月28日から、これにより実施されたい。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い「高压ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて」（平成26年12月25日財閥第1320号）は廃止する。</p>	<p>標記のことについて、別添のとおり、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官から依頼があったことから、平成30年2月28日から、これにより実施されたい。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い「高压ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて」（平成26年12月25日財閥第1320号）は廃止する。</p>
<p>別添</p> <p style="text-align: center;">20180222保局第4号 平成30年2月27日 改正 20181210保局第2号 平成30年12月27日 改正 20190606保局第2号 令和元年6月14日 改正 20201218保局第1号 令和2年12月25日 <u>改正 20250609保局第4号</u> <u>令和7年6月30日</u></p>	<p>別添</p> <p style="text-align: center;">20180222保局第4号 平成30年2月27日 改正 20181210保局第2号 平成30年12月27日 改正 20190606保局第2号 令和元年6月14日 改正 20201218保局第1号 令和2年12月25日</p>

新旧対照表

【高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（平成30年2月27日財閥第257号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
財務省関税局長 殿	財務省関税局長 殿
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官	経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官
高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて	高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて
<p>上記の件について、高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際ににおける取扱いを定めましたので、別紙のとおり取り扱われたくお願い致します。</p> <p>なお、この取扱いについては、平成30年2月28日から実施することとし、これに伴い、平成26年12月22日付け20141217商局第1号経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通達（高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際ににおける取扱いについて）は廃止します。</p>	<p>上記の件について、高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際ににおける取扱いを定めましたので、別紙のとおり取り扱われたくお願い致します。</p> <p>なお、この取扱いについては、平成30年2月28日から実施することとし、これに伴い、平成26年12月22日付け20141217商局第1号経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通達（高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際ににおける取扱いについて）は廃止します。</p>
別紙	別紙
1. 高圧ガス保安法の適用除外となる輸入高圧ガスの範囲	1. 高圧ガス保安法の適用除外となる輸入高圧ガスの範囲
(1) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）では、高圧ガスが封入されていない容器、機器類の輸入については、輸入に際して法の適用を受けることはない。高圧ガスの定義は法 <u>第2条</u> のとおりであり、圧縮ガスの場合であれば、1メガパスカル未満である圧縮ガスは高圧ガスではない。	(1) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）では、高圧ガスが封入されていない容器、機器類の輸入については、輸入に際して法の適用を受けることはない。高圧ガスの定義は法 <u>2条</u> のとおりであり、圧縮ガスの場合であれば、1メガパスカル未満である圧縮ガスは高圧ガスではない。
法 <u>第3条第1項第9号</u> の規定により災害の発生のおそれのない高圧ガスとして、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）により定められたものは法の適用除外となる。具体的には、ガス量が0.15立方メートル以下のもののうち、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号。以下「政令関係告示」という。）第4条の2第2号に規定するエアバッグ内の高圧ガスである。	法 <u>第3条第8号</u> の規定により災害の発生のおそれのない高圧ガスとして、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）により定められたものは法の適用除外となる。具体的には、ガス量が0.15立方メートル以下のもののうち、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号。以下「政令関係告示」という。）第4条の2第2号に規定するエアバッグ内の高圧ガスである。
当該高圧ガスを輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）は、自ら、政令関係告示の規定（以下「高圧法適用除外要件」という。）に合致していることを確認しなければならない。	当該高圧ガスを輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）は、自ら、政令関係告示の規定（以下「高圧法適用除外要件」という。）に合致していることを確認しなければならない。
なお、エアバッグとは、自動車用、着衣型エアバッグ、救命胴衣、	なお、エアバッグとは、自動車用、着衣型エアバッグ、救命胴衣、

新旧対照表

【高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて（平成30年2月27日財閥第257号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
電動車いす等に装着して使用するエアバッグ等をいう。 (2) (省略)	電動車いす等に装着して使用するエアバッグ等をいう。
2. 都道府県知事の検査を要しない輸入高圧ガスの範囲 (1) (省略)	(2) (同左)
(2) 上記(1)⑤に定める航空法容器は航空機用消火器等であり、装備品、交換品として航空機又はその部品に搭載されるためのものである。なお、 <u>航空法第2条第1項</u> の航空機内における高圧ガスについては、法 <u>第3条第1項第6号</u> により同法の適用を受けない。また、航空機用の救命胴衣は、通常、1. (1)の法の適用除外となるエアバッグに該当するところ、その場合には一般則 <u>第46条第2項第5号</u> の対象とはならない。	2. 都道府県知事の検査を要しない輸入高圧ガスの範囲 (1) (同左) (2) 上記(1)⑤に定める航空法容器は航空機用消火器等であり、装備品、交換品として航空機又はその部品に搭載されるためのものである。なお、 <u>同法第2条第1項</u> の航空機内における高圧ガスについては、法 <u>第3条第5号</u> により同法の適用を受けない。また、航空機用の救命胴衣は、通常、1. (1)の法の適用除外となるエアバッグに該当するところ、その場合には一般則 <u>第46条第2項第5号</u> の対象とはならない。
3. (省略)	3. (同左)